

# 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項 — 成田市景観計画 —

※この冊子は、景観計画に定める屋外広告物の表示灯の行為の制限に関する事項を抜粋したものです。

## 1. 考え方

屋外広告物は、必要な情報を与える重要な要素です。しかしながら、規模や数が過大であったり、派手な色彩の広告物が氾濫していると、良好な景観が損なわれます。このため、周囲の景観に配慮した適切な屋外広告物の表示・掲出が望まれます。

## 2. 景観形成の誘導方針

屋外広告物は、千葉県屋外広告物条例に基づき規制するほか、商業地景観ゾーン、駅周辺景観拠点、沿道沿線景観軸として位置づけた区域については、以下の景観形成の誘導方針に基づくものとします。

| 景観形成の誘導方針 |  |
|-----------|--|
| 共通方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な沿道沿線景観を形成するよう、歩行者や車窓からの見え方に配慮し、景観を阻害しない配置、規模とする。</li> <li>● 屋外広告物の数や面積は、必要最小限に抑制するとともに、複数の広告物については、集約化・集合化を行う。</li> <li>● 屋外広告物の色彩は、秩序のある景観を形成するよう周辺と調和したものとする。（蛍光塗料・発光塗料は使用しない。）</li> <li>● 照明を伴う広告は、光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、過剰な光の散乱を防止する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">緑のつながりを分断しない<br/>配置・規模とする</p> <p style="text-align: center;">周辺と調和した<br/>形態・意匠、色彩とする</p> <p style="text-align: center;">周辺と調和した<br/>形態・意匠、色彩とする</p> <p style="text-align: center;">複数の広告物は<br/>集約化・集合化する</p> |

景観形成の誘導方針

|           |                     |  |  |
|-----------|---------------------|--|--|
| 種類別<br>方針 | <b>屋上広告物</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 周辺の景観との連続性や建築物本体との調和に配慮した規模、形態・意匠、色彩とする。</li> </ul>   |  |
|           | <b>壁面利用<br/>広告物</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物の壁面との調和に配慮した形態・意匠とする。</li> <li>• 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。</li> </ul>  |  |
|           | <b>突き出し<br/>広告物</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物本体との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。</li> </ul>   |  |
|           | <b>独立広告物</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大規模なものや高いものは避け、周辺の景観との連続性に配慮した規模、形態・意匠、色彩とする。</li> <li>• 屋外広告物を掲出する支柱等の色彩は、秩序のある景観を形成するよう落ち着いた色のあるものとする。</li> </ul> |  |